

○ 財務省令第百七十九号(昭和五十七年大蔵省令第百六十六号)による規則の規定に依る。政府短期債券(第七百九回)の割引率は、平成二十一年大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第百六十六号)による規則の規定に依る。

二 一 発十條事務省
平行日第十一條國債の發行等に關する省令(昭和五十七年大蔵省令第百六十六号)による規則の規定に依る。

の法發号名
條律行稱及
項及の
び根
そ拠記

四 三 二 一
發行方法の適
用振替等の法
規則の規定に依
る。

競争う札価値振の以律社項五条律一二第十条九特
争入札による發行「格替適下」へ債及条第第項十一二第年別
入札發行と同時に「機用振替」を用いて、並びに「平成十三年法律第百三十条の振替に付けるもの」とい
て、競争は受けけるも「日本銀行の競争」を行ふこととする。
され及び入札格價とされる。その規定。

六

五

イ	口	イ
發		方 募
入 價 行 争 非 者 特 国	入 價 法 入	
札 格 行 入 價 ・ 別 債	札 格 決	
發 競 札 格 第 參 市	發 競 定	
行 争 額 發 競 I 加 場	行 争 の	

十 い づ 第 一 項 十 び 財 十 は 発 四 う 億 額
 九 て き 百 項 、 三 に 政 七 、 行 十 ち 八 面
 億 は 発 三 、 同 条 特 融 億 額 し 六 、 千 金
 八 、 行 十 第 条 第 別 資 円 面 た 条 特 万 額
 千 額 し 七 百 第 一 会 資 、 金 割 第 別 円 で
 万 面 た 条 三 四 項 計 金 財 政 第 十 項 、
 円 金 政 第 十 項 、 に 法 政 第 一 六 、 第 関 第
 額 府 一 六 、 第 関 第 一 期 の に 兆 国 規 関
 で 短 項 条 第 九 す 九 第 七 条 第 二 期 の 第
 九 十 す 九 五 債 定 す 七 千 証 規 一 十 四 法 第
 券 定 項 五 条 律 一 千 に に る 百 九 つ 基 律
 百 に に 及 条 第 第 項 一 百 い づ 律 九 つ 基 び
 九 つ 基 び 第 二 八 並 、 六 て き 第 一 項

込 募 各 当 も 各 價 一 を 場 で
 み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ
 の 度 債 る か 述 競 債 め 別 つ
 応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て
 募 の 場 そ の 入 場 も 加 、
 額 範 特 の う 札 特 の 者 財
 を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務
 割 内 参 募 応 行 参 よ と 大
 り に 加 額 募 一 加 る に 臣
 当 お 者 を 價 と 者 発 応 が
 て い ご 順 格 い 行 募 各
 る て と 次 の う 第 へ 限 国
 。 各 の 割 高 。 I 以 度 債
 申 応 り い 非 下 額 市

十 二	口 イ 一	十 十	九 八	七	口 イ 一	行 争 非 者 特 国 入 価 發	振 額 最 替 額 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行	行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 金 札 格 第 參 市 發 競 價	行 争 非 者 特 国 入 価 發 競 I 加 場 行 爭 格 日
た 平		一 額 八 額	平 す 額 の 振	五		二 四 十 一		面 た 条 特	
だ 成		厘 面 厘 面	成 る の 記 替	万		万 千 三 兆		金 割 第 別	
し 三		金 以 金	二 。 整 載 法	円		三 二 万 八		額 引 一 会	
、 十		額 上 額	十 数 又 の			千 百 四 千		で 短 項 計	
償 年		百 の 百	九 倍 は 規			円 三 千 七		四 期 の に	
還 九		円 そ 円	九 年 の 記 定			十 四 百		千 国 規 閥	
期 月		に れ に	九 金 錄 に			八 百 九		二 債 定 す	
が 二		つ ぞ つ	月 額 は よ			億 円 十		百 に に る	
銀 十		き れ き	二 に 、 る			五 一		三 つ 基 法	
行 日		百 の 百	十 よ 最 振			千 億		十 い づ 律	
休		円 応 円	日 る 低 替			四 四		三 て き 第	
業		十 募 十	も 額 口			百 千		億 は 発 四	
日		三 価 二	の 面 座			五 四		円 、 行 十	
に		錢 格 錢	と 金 簿			十 百		額 し 六	

十
六
五
四
三

払 者 入 場 元 償
込 札 所 金 還
期 参 支 金
日 加 払 額

平 財 日 額 償 当
成 務 本 面 還 た
二 大 銀 金 金 る
十 臣 行 額 を と
九 か 百 支 き
年 ら 円 払 は
九 通 に う 、
月 知 つ 。 そ
二 を き の
十 受 百 翌 営
日 け 円 業 日
に た 者 に